

新型コロナウイルス感染防止ガイドライン

◇感染予防措置を徹底することで、校内における感染のリスクを可能な限り下げる。

◇家庭の協力を得ながら、学校における感染者の発生やクラスターの発生を防ぐ。

1 重点的に取り組むこと(当面)

- ① 3密の回避。 手洗い・うがい・手指の消毒・換気の徹底。
- ② 他学年、他学級との活動については、十分な対策を講じ、活動範囲を徐々に広げていく。
- ③ 学級単位で行っていた活動は、十分な対策を講じ、学年での活動に広げていく。

2 保護者への依頼

- ① 毎朝、家庭で児童の検温を継続し、検温表に記入して学校へ提出すること。
- ② 家庭における風邪症状等を含めた健康観察と、学校への連絡を徹底すること。
- ③ 登校後、高熱や咳など風邪症状が見られる場合は、保護者に連絡し帰宅させる措置をとること。
- ④ 感染防止のための準備物の依頼（マスク、ハンカチ、ランチョンマット等）。
- ⑤ 同居する家族に発熱や体調不良があった場合に、児童の登校についての慎重な判断。

3 学校における具体的な取組

(1) 登校時の対応

- ① 検温を忘れた児童は、職員室で検温後に教室へ向かうよう指導しておく。
※職員室での検温は七年部で対応し、児童の検温表に記入する。
- ② 検温カードは回収しない。健康観察時に各自の机上に出させ、自分の体温、体調を報告させ、検温表に押印する。
- ③ 昇降口での密を回避するための行動については、日常的な指導を徹底する。
※37℃以上の発熱や、かぜの症状（咳、のどの痛み、だるさ、息苦しい、頭痛、腹痛）

等の体調不良がある場合は、養護教諭と相談し教頭に報告する。担任が保護者にお迎えを依頼し早退させる。

(2) 登校後の手洗い・うがい

- ① 昇降口にとどまらず、速やかに教室へ移動するよう指導する。
- ② まず石けんで手洗いをする。(掲示物を作成し、手洗いを奨励する。)
- ③ ハンカチは共用させない。(毎日3枚程度のハンカチを準備させる。)
- ④ 手洗い後、教室へ入り通常の学習準備等を行う。その後、校庭で遊んだ場合は同様に手洗いを徹底する。
- ⑤ 「くばり係」等の児童は特に手洗いを徹底する。

(3) マスクの着用

- ① マスク持参を呼びかける。
- ② 忘れた児童やマスクがない児童には予備の児童用マスクを配付するが、限りがあるので、手作りマスク等の準備を家庭に依頼する。
- ③ 授業時間、休み時間も基本的にマスクを着用させるが、登下校時や体育の学習時にはマスクを外しても良いことを指導する。

(4) 授業中

各教科の指導においては、身体接触、近距離での会話、ペア・小集団での話し合い活動等を避けるなどの感染症対策を講じる。

- ① 授業中、児童の様子を注意深く観察し、体調の変化に気を配る。
- ② マスクを着用させる。マスクを外す必要がある活動は当面行わない。
- ③ 教職員もマスクを着用する。
- ④ 教室では可能な限り児童間の距離をとる。対策を講じ特別教室の使用を広げていく。
- ⑤ 学年集会等、児童が密集する授業については、十分な対策を講じ、広い教室や校庭等で行うようにする。(3密の回避)
- ⑥ 授業中は、基本的に対角線上に2カ所(窓と廊下側)開けて換気を行う。

冬季については加湿を十分に行うと共に、暖房機の使用により室温を維持しながら、
常時の換気、休み時間等の定期的な換気を徹底する。

- ⑦休み時間は、毎回全開で5分以上の換気を行う。
- ⑧体育館で授業を行う場合も換気を行う。
- ⑨特別教室を使用する場合は、事前事後の手洗いを徹底する。
- ⑩共用物（ボールや遊具）を使用する場合は、事前事後の手洗いを徹底する。
- ⑪たんぽぽ学級の交流学級については、必要に応じて実施する。

◇体育の学習

- ・可能な限り屋外で実施する。体育館で行う場合は換気を徹底する。
- ・児童が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動は、年間指導計画の指導順序を変更する。
- ・集合や整列の際にも、児童間の距離に配慮する。
- ・ボールや遊具の使用は制限しないが、活動後のうがい・手洗いは特に徹底する。

◇音楽の学習

- ・歌唱指導、鍵盤ハーモニカ、リコーダーを使用した活動は、距離を十分に保ち、換気を徹底するなど、十分な対策を講じて実施する。

◇家庭科の学習

- ・調理実習については、手指の消毒、マスク着用、換気の徹底等、十分な対策を講じ実施する。

◇図書の学習

- ・本の貸し出しや図書室の利用は可とするが、使用前、使用後の手洗いを徹底する。

(5) **休み時間**（全ての休み時間）⇒手洗い・うがい・マスク着用・換気の徹底

※機会ある毎に「正しい手洗い」の指導を行う。また、当面手洗い等の際に担任が
ついて指導するようにする。

- ① 学級や学年で「遊びのルール」を確認する。ベランダはこれまで通り禁止とする
- ② 校庭での遊びを推奨する。校庭の遊具は使用可とする。校庭で密を回避する遊び方等についての指導を徹底する。
- ③ 短縄や大縄での縄跳びや、かけっこ、鬼ごっこ等の遊びは十分な対策を取り、児童自身が工夫して取り組むよう指導する。
- ④ 洋式トイレは使用後にふたをしてから水を流すよう指導する。
- ⑤ 学校を上学年チーム下学年チームに分けて時間差で遊ぶようにする。

	業 間	昼休み
上 学 年	10 : 25 ~ 10 : 43	13 : 10 ~ 13 : 25
下 学 年	10 : 27 ~ 10 : 45	13 : 12 ~ 13 : 27

- ⑥ 昼休みに関しては、保健部から出た下膳時間で実施し、上学年から休み時間とする。
- ⑦ 時間差遊びに関する放送は生徒指導部と視聴覚で分担して行う。
- ⑧ 業間10 : 45と昼休み13 : 25から5分間、手洗いタイムとして音楽をかけて意識付けを行う。
- ⑨ 当面、廊下の移動については、以下の表に沿って実施する。

	西	中央	東
4 階	5-1 5-2 5-3	6-1	6-2 6-3
3 階		4-1 4-2 4-3	3-1 3-2
2 階		1-1 1-2 1-3 2-1 2-2 2-3	

- ⑩ 雨天時は、校庭や体育館、かやの木ルーム等を開放し遊びの場を広げる。
- ⑪ 感染防止につながる安全な遊び（例：ネット的当て、ペットボトルシューター等）ができるように場の設定を行う。

⑫ 指導者がつくことで、学年イベントやリレー大会等の活動を可とする。

⑬ 冬季にも外遊びを奨励し、体力向上、免疫力向上に努める。また、校内で過ごす際には、密を避けるよう指導する。

(6) **給食の時間** ※マスクの着用，換気，うがい・手洗い，配膳下膳ルールの徹底

① 給食の配膳・片付け時の留意点

- ・配膳台の水拭きは担任が行う。
- ・児童の机は水拭きするが、各自机上にランチョンマット等をしき、毎日持ち帰って洗うようにする。
- ・給食当番は、特に手洗いを徹底し、必ずマスクを着用させる。
- ・給食当番は、給食時専用のマスクを家庭から持参し、白衣を脱ぐタイミングでマスクも付け替える。
- ・給食当番は、白衣を持ち帰り、洗濯後、必ずアイロンをかけてもらう。
- ・給食当番以外の児童も手洗いを徹底し、清潔を保ち、マスク着用のまま配膳を待つようにする。
- ・給食当番の健康観察を徹底する。体調の良くない児童には給食当番はさせない。
- ・配膳台は教室の後方に置き、配膳が終わった児童の前を通らないようにする。

※教室前方の児童から配膳するのが望ましい。

- ・トレイは各自でとり、食器はおかずを配食する人の側に置いて、配食する人のみが触るようにするなど、給食当番の仕事の仕方を見直す。
- ・配食時には、一人あたりの配食量に注意し、すでに配食したものを回収しないようにする。
- ・配膳、片付けで並ぶ際には、十分な間隔を空ける。

② 喫食時の留意点

- ・「いただきます」の後でマスクをはずす。

- ・グループ等を作らず，机の間隔をあけて前を向いて静かに食べる。
- ・おかわりをする際にも，マスクを着用してからもらいに行く。

③ 給食室への下膳時の留意点

- ・下膳時もマスクを着用する。
- ・下膳は，13：05から高学年　13：10から低学年
- ・当面の間，給食委員会の児童には下膳作業を行わせない。職員6名体制で下膳作業を行う。

④ 給食終了後

- ・配膳室のドアノブ等，手で触れる共有部分を消毒する。
- ・牛乳パックのリサイクルやグループでまとめるようなことはしない。
- ・ストローは牛乳パックの中に押し込めて，他の人が唾液の付いたストローに触れることがないように工夫し，ビニール袋にまとめる。（給食室で準備）
- ・パンやごはんの食べ残しはビニール袋に入れまとめて返却する。（給食室で準備）
- ・食べ残しの回収は児童にさせないことが望ましい。やむを得ず児童が行う場合は，手洗いを徹底させる。
- ・教室でのごみ（ジャムやヨーグルト等のごみ）は，ジャム等が入っていたビニール袋にまとめ，密閉して捨てる。ごみの処理は児童にさせないことが望ましい。

⑤ その他

- ・箸を忘れた場合の貸し出しは，割り箸で対応する。

(7) 放課後

- ・清掃は段階的に児童が行うようにする。
- ・当面，床の水拭きは，週に1回程度児童により行う。ただし，清掃時のマスク着用・清掃後のうがい・手洗いを徹底する。
- ・階段の手すり以外の清掃（トイレ，水飲み場）も児童が行う。
- ・学校ボランティアによる校内の消毒については，共用部を中心に，毎日実施する。

- ・昇降口での密を回避するための行動については、日常的な指導を徹底する。

(8) 保健室

- ・保健室内では、けが児童と発熱等体調不良児童の居場所を分ける。体調不良の児童が複数になった場合は教頭と相談し対応する。
- ・不安を抱え心のケアが必要な児童が保健室にきた場合には、担任と養護教諭、スクールカウンセラー、さわやか相談員と連携して対応する。

(9) その他

- ・冷房・暖房を使用する場合は、基本的に2方向の窓（ドア）を開けて換気をし、適切な温度管理を行う。暑さ、寒さを訴える児童がいる場合は、座席の配慮も検討する。また、対策として児童の服装で調整することも指導する。
- ・換気扇がある場合は、常時使用する。
- ・基礎疾患がある児童について、担任が掌握しておくこと。
- ・児童が出席していても、体調に何か変化がある場合は健康観察簿に記録しておく。遅刻や早退についても記録しておく。

(10) 出席停止扱いについて

以下の場合、児童は出席停止となり欠席扱いとならない。

- ① 感染が判明した場合。
- ② 濃厚接触者に特定された場合。
- ③ 発熱等のかぜの症状が見られた場合（体調不良）。
- ④ 感染の不安を感じて登校できない、保護者が登校を控えさせたい場合。

※①～③の場合は「その他出席停止（テ）」、④の場合は出席停止の「非常変災等（タ）」